資料1-1

スポーツ庁設置後の中央教育審議会の体制等について

スポーツに関する施策を総合的に推進するため、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置する。
スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

「文部科学省設置法の一部を改正する法律」
「文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」
施行期日　平成27年10月1日

- 文部科学省
  - 中央教育審議会
  - スポーツ庁
    - スポーツ審議会
  - 文化庁
    - 文化審議会

中央教育審議会

教育制度分科会
1.豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する重要事項
2.地方教育行政に関する制度に関する重要事項

生涯学習分科会
1.生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項
2.社会教育の振興に関する重要事項
3.視聴覚教育に関する重要事項

初等中等教育分科会
1.初等中等教育の振興に関する重要事項
2.初等中等教育の基準に関する重要事項
3.教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項

大学分科会
大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項

スポーツ・青少年分科会
1.学校保健，学校安全及び学校給食に関する重要事項
2.青少年教育の振興に関する重要事項
3.青少年の健全な育成に関する重要事項
4.体力の保持及び増進に関する重要事項
5.スポーツの振興に関する重要事項

H27.10.1以降

中央教育審議会

教育制度分科会
1.豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する重要事項
2.地方教育行政に関する制度に関する重要事項

生涯学習分科会
1.生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項
2.社会教育の振興に関する重要事項
（青少年教育の振興に関する重要事項を含む）
3.視聴覚教育に関する重要事項
4.青少年の健全な育成に関する重要事項

初等中等教育分科会
1.初等中等教育の振興に関する重要事項
2.初等中等教育の基準に関する重要事項
3.学校保健、学校安全及び学校給食に関する重要事項
4.教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項

大学分科会
大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項

スポーツ審議会
スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進に関する重要事項